

葛南教育事務所だより



平成30年度 中学生・高校生との交流会

①地域の課題と解決策

②日本の良さを外国人に伝える

【指導室】



平成30年7月17日(火)に、市川教育会館を会場として「平成30年度 中学生・高校生との交流会」を行いました。この交流会は、中・高校生と県教育委員会の職員が日頃学校や日常生活等の中で考えている事柄や問題について意見交換をし、今後の教育政策に生かすことを目的に行われています。

現在市川市では、同じ地域内の中学校と県立高等学校を一校ずつ指定し、中・高連携を推進しているところです。今回は、市川市立第一中学校と国府台高等学校、第八中学校と市川工業高等学校、高

谷中学校と市川南高等学校の3つのブロックから生徒20名が参加しました。県教育委員会から14名の職員の方が交流会に出席、さらに各ブロックに2名ずつ入り生徒と共に意見交換を行いました。

今年度の各ブロックに課されたテーマは、【私たちの地域の課題とその解決策】【日本の良さを外国人に伝える】でした。

【私たちの地域の課題とその解決策】では、環境、安全、衛生面に話題が及び「通学路の交差点では、通学時間に大型の車両が多く通行するのに、歩行者の信号待ちのスペースが狭く危険である。」

「自転車の走行スペースをもう少し分かりやすくすべき。」「たばこの吸い殻のポイ捨てが著しい。」「外国人向けの、ルール・マナーに関する表示や看板が必要である。」などがあげられました。「たばこなどの大人に関する問題は、地域に限らず日本全体のいえること。」「自分が暮らす地域の課題が、自分達でどうにかできる点もある。」との意見も述べられました。

【日本の良さを外国人に伝える】では、「日本の伝統文化を十分に理解し、外国人とコミュニケーションをとる」「地域での人と人のつながりの場」「学校での行事で地域の外国人と交流する場を盛り込む」などが話題にあがっていました。

始めはお互いに緊張していたものの、高校生のリーダーシップにより次第に打ち解け、いつの間にか自分の言葉で日頃の思いを語り合っていました。さらに、高校生が自分の体験をふまえて中学生に学校生活についてアドバイスをする場面も見られました。最後は、この日を記念してサインを交換する姿も見られ、笑顔のうちに閉会となりました。



合同訪問を好機として！

【指導室】

一学期に、17校の合同訪問を実施しました。この機会を、個々の教員の指導力向上や様々な学校体制づくりのチャンスとして、授業改善、指導計画の見直し、環境整備の確立等の機会として、活用していただいております。また、訪問を通して、学校教育目標を全教職員で共通理解し、その学校で育てたい資質・能力の育成に向けて、日々の教育活動を進める動きが広がってきたことが伝わってきました。授業を参観した多くの学校では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業実践がされていました。特に、ペア学習やグループ学習を取り入れて授業改善を図ろうとする試みが多く見られました。



そこで、グループ学習を切り口として次のことを確認し、今後の指導に生かしていただきたいと思います。

(1) 「話し合い活動」で「どのような力を育むのか」を吟味しましょう。

話し合いの場は、子どもたち一人一人が自分と対話し思考する場を設けてこそ成り立ちます。

「グループの話し合い活動を取り入れる」ことを目的とするのではなく、「話し合い活動」を通して「何を学ばせるのか」「どのような力を育むのか」を吟味することが授業改善につながります。

(2) 「発問」を吟味しましょう。

教材と向き合わせ、教材を介して友達と対話を重ね、思考を深める学習過程の要となるのが「発問」です。

例えば、授業の冒頭に「何を」「どのような言葉で」問い掛けると自分の課題として向き合うことができるのか、「話し合い活動」のあと「どう投げ掛けると」集団の学びとして共有でき個の学びにつながるのか等を、より一層意識することが大切です。

(3) 「ノート指導」を「学び方の積み重ね」につなげましょう。

ノートは、思考力・判断力・表現力等を育成する重要な鍵となります。思考過程が表れるノート、新たな問いが生まれるノート等、ノート指導を充実させることが授業改善につながります。発達段階に合わせて、校内で基本の形を吟味し整える実践も見られました。子どもたちが自分の考えや自分の学びを自覚するためにも、ノート指導のあり方を検討・充実させましょう。

(4) 異なる意見が尊重される学級づくりをめざしましょう。

話し合いの充実には、どんな意見でも尊重されることが前提です。多様なものの見方や考え方、異なる意見があるからこそ、話し合いが深められることを意識させることが大切です。普段から多様な視点の意見を意図的に取り上げたり、誤答であっても否定せず話し合いの論点として生かしたり、対立する意見をぶつけ合うことでよりよい考えに到達したりする経験を積ませることによって育成されるものです。話し合う過程で、お互いのよさに目を向け、学び合う姿勢を大切にしましょう。

指導室では今年度、「よりよい授業づくりと学年・学級づくり」を重点にしています。学習規律や学び方についても、チームで歩みを進めることが大切です。学期はじめは、好機です。学年で確認しながらよりよい授業づくりを進めることが、学年・学級づくりにつながります。

二学期以降も、全ての訪問校に「合同訪問をチャンス！」ととらえていただけるよう各市教育委員会と力を合わせ、充実した訪問にしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。



不祥事根絶に向けて

【管理課】

教職員による不祥事は、学校教育に対する県民の信頼を著しく失墜させる行為であり、なんとしても根絶しなければなりません。不祥事を起こすと、児童生徒、保護者、地域の方と積み重ねてきた教育の成果・信頼を一瞬で失い、その後も学校に対する大きな不信感が残ります。

「自分の市から、自分の学校から不祥事を出さない！」という強い信念を持ち続け、一致団結して取り組んでいきましょう。

<不祥事を出さないキーワード> **切実感・当事者意識・連帯感**

(1) 学校の実態に合わせ、具体的な事例を挙げた参加型の研修会を実施

例：①わいせつ・セクハラ行為の防止「疑似恋愛型セクハラ、酒席でのセクハラ」

②個人情報の管理「校外への持ち出し、SNS等ネットモラルについて」

(2) チェックリストの活用

不祥事根絶パンフレット「信頼される教職員のために」セルフチェック一覧を定期的に活用しましょう。職員会議や学年会議等の後、項目を絞って実施し、「個々の振り返り」と意見交換の場を設定するのも一つの方法です。

(3) 校内モラルアップ委員会活動の充実

ボトムアップ型の校内モラルアップ委員会の活動を充実させ、「何でも相談できる風通しのよい職場づくり」を進めていきましょう。不祥事の根絶には「不祥事につながる要因」を断ち切ることが重要です。連帯感を高め、お互いに声をかけ合いながら不祥事を生まない職場を築いていきましょう。

モラルアッププロジェクト委員会

【管理課】

管内各市の中堅教員が中心となり、モラルアップの向上を図るため、「葛南教育事務所モラルアッププロジェクト委員会」を行っています。

モラルアッププロジェクト委員会は、各市の先生方（平成30年度は第9期委員と第10期委員の23名）と、各市教育委員会より1名の委員、葛南教育事務所の委員で組織されています。

今年度も年間4回、委員会を開催し、モラルアップに関する研修企画力の向上を図り、管内各市において核となる人材を育成するとともに、各校の校内モラルアップ委員会の活性化を図ることを目的として活動をしています。各学校でも、モラルアップ委員会の活動を生かし、「信頼される学校づくり」と「働きやすい職場づくり」のために、モラルアップ委員を中心とした取組を実践してください。

平成29年度のモラルアッププロジェクト委員会の活動をまとめた「モラルアップ資料集 (vol. 6)」を各学校に配付してありますので、ご活用ください。



平成30年度 教職員人事評価研修会

【管理課】

平成28年4月に改正地方公務員法が施行されたことに伴い、本県において実施している人事評価制度も3年目を迎えました。

千葉県では、「新しい人事評価制度」の実施にあたり、教職員の人事評価制度への理解と評価精度を高め、円滑に実施することを目的に、校長・副校長・教頭先生方を対象に、「教職員人事評価研修会」を実施しました。

葛南教育事務所管内では、5月23日(水)・24日(木)に校長先生方を対象に、6月5日(火)・6日(水)に副校長・教頭先生方を対象に研修会を実施しました。



研修会は2部に分けて行われ、第1部は人事評価制度について、各時期の手続き及び評価の方法等についての説明、第2部では各グループに分かれて、演習や討議が行われました。

グループ討議では、当初面談をどのように効果的に進めていくか、また授業・業務観察の手法について熱心な話し合いが行われました。

千葉県教育委員会では、人事評価制度について、管理職の先生方だけでなく、教職員の方々の周知・理解を進めるため、ホームページに規則の改正や実施要領、手引きやリーフレットを掲載していますので、ぜひご覧ください。

学校運営スキルアップ研修会

【管理課】

学校運営スキルアップ研修会は、学校管理及び学校運営にかかわる課題等に関する研修を通して、将来のリーダーを育成するために、毎年実施しています。

今年度も、8月2日(木)、習志野市消防本部講堂に於いて管内5市から60名の先生方を対象に1日研修会を実施しました。

始めに、葛南教育事務所小熊次長より、研修への心構え、葛南教育事務所の重点目標等についてお話をいただきました。



午前中は、引き続き小熊次長より「教職員のリーダーとしての役割」や「ミドルリーダーに求められる資質能力や役割」、「学校訪問から」についての話がありました。

次に管理主事より教育法規についての演習があり、「千葉県教育関係職員必携」を使った実践形式の研修を行い、午後の寺尾指導室長の講義の後には練習問題の答え合わせを行いました。

その後は、寺尾指導室長より、「新学習指導要領の移行及び一部実施について」と題して、学習指導要領改訂のスケジュールや改訂の経緯、教育課程の理念についての話があり、新学習指導要領だけでなく、道徳教育推進についても理解を深めました。

最後に、五十嵐管理課長より「働き方改革と職員のモラルアップについて」の話があった後、「職員のモラルアップにつながる業務改善」について、ブレインライティング法・KJ法を用いた演習を行いました。

グループごとに作成したものは葛南教育事務所会議室に掲示してありますので、お越しの際はぜひご覧ください。内容も盛りだくさんの研修会でしたが、学校を支えるリーダーとしての役割について学べたことと思います。



<参加者の感想>

- ・最近の教育事情や教員、ミドルリーダーの資質など、教員としての自覚を再確認することができた。学び続ける教師でありたいと思う。
- ・教育法規がこんなにも細かいことを定めていて、初めて見た私は驚きました。でも、知っておかないとならないものばかりなので、とても勉強になった。
- ・これからの教育には何が必要なのか、何を求められているのかを知ることができた。少人数でのグループ討議でも、いろいろなことが知ることができてよかった。
- ・他市、他校の先生方と「職員のモラルアップについて」話し合いをしている時のような雰囲気こそ、職員室や学年室の中の雰囲気のお手本のような気がした。様々な問題はあるが、やはり最後は人と人のつながりが大切だと思った。
- ・働き方改革を考えることで、自身の生き方、また、目の前の子供たちの成長につながる活動が見えてきたことが、とてもうれしく思った。考えたことを学校でも伝えていくことが大切である。また、他市の先生方との交流も大変有意義なものになった。



知っておくと良いかも!

【総務課】

給与関係諸表簿点検を実施した中で、実際にあったケースをいくつか御紹介します。

戻入については5年間遡ることから、場合によっては、多額の戻入になることもありますので御注意ください。扶養や通勤等の状態が変わるときは、早めに管理職・事務担当者へ連絡しましょう。また、毎月の給与明細を確認の上、疑問な点等がありましたら事務担当者へ相談すると良いでしょう。

教員特殊業務手当や教育業務連絡指導手当（主任手当）の実績も毎月すみやかに届け出るようにしてください。引き続き、手当の適正な支給事務に御協力をお願いします。

通勤手当関係

- ・通勤方法を変更したが、届け出を忘れていた。

⇒通勤の実態を変更する場合は届出が必要です。用具や方法によって手当額が異なるので、忘れずに届出をしてください。

- ・自宅から学校までの距離が徒歩で2km未満なのに、通勤手当が支給されていた。

⇒徒歩による場合の最短経路が2kmに満たない場合は手当の対象になりません。自宅から学校まで徒歩により通勤する場合の経路と距離について、よく確認をしてください。

扶養手当関係

- ・被扶養者である子のアルバイト収入が、収入限度額である130万円を超えてしまった。

⇒扶養対象者の収入合計が130万円以上になる場合は、扶養手当の対象になりません。

配偶者や子、父母等の収入の内容や変化について、注意しましょう。

（個人年金や非課税の障害年金等も扶養手当の上では収入として扱います）

住居手当関係

- ・家賃無料期間があったが、手当を受給していた。

⇒賃貸借契約に家賃無料期間がある場合、その期間は手当の対象になりません。

該当がある場合は、事務担当者に予め連絡しておくとう良いでしょう。



いつもお疲れ様です！
給与明細は毎月確認して
くださいね！